

「まかない付きシェアハウス（仮称）」改修設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内施設を改修して整備する「まかない付きシェアハウス（仮称）」の基本設計及び実施設計の業務（以下「業務」という。）を委託する者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザルにより選定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱においてプロポーザルとは、檜葉町が設計者を選定する場合において、公募により業務に係る実施体制、実施方針その他の業務に関する事項についての提案（以下「提案」という。）を受け、当該提案の内容を評価し、業務に最も適した受託者を選定することをいう。

（参加資格）

第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。
- (2) 檜葉町の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、評価基準日（平成28年9月16日（企画提案書の提出期限の日））に工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月1日訓令第1号）に基づく指名競争入札に参加することができない者でないこと。

（実施要領）

第4条 町長は、提案事業者に対し、次に掲げる事項を記載した実施要領を定める。

- (1) 業務の目的及び概要
- (2) 業務の実施日程
- (3) プロポーザルの手続
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（提案の方法等）

第5条 提案事業者は、プロポーザルに参加するときは、実施要領の内容を踏まえて、参加表明書、企画提案書及びその他必要な書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出を行った者（以下「参加者」という。）は、同項

の書類を基に提案を行うものとする。

（委員会の設置）

第6条 提案の内容を審査し、受託者を厳正かつ公平に選定するため、「まかない付きシェアハウス（仮称）」改修設計業務委託選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第7条 委員会は、別表に掲げる職で構成し、町長が任命する。

2 委員の任期は、第10条の規定による報告を行う日までとする。

（委員長）

第8条 委員会に委員長1人を置き、総務課長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

（結果の報告）

第10条 委員会は、提案の内容に基づいて厳正かつ公平に業務に最も適した設計者を選定し、その結果を町長に報告する。

（設計者の決定）

第11条 町長は、前条に規定する選定の結果に基づき設計者を決定する。

この場合において、町長は、参加事業者に対し、当該決定の内容について書面により通知するものとする。

（事務局）

第12条 委員会の庶務は、政策企画課が行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルについて必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、交付の日から施行する。

別表（第7条関係）

総務課長
政策企画課長

建設課長
住民福祉課長
新産業創造室長
教育総務課長